

○指定障害者支援施設等の人員等に関する基準等を定める条例施行規則

平成25年4月1日

規則第39号

改正 平成26年4月1日規則第31号

指定障害者支援施設等の人員等に関する基準等を定める条例施行規則を次のように定める。

指定障害者支援施設等の人員等に関する基準等を定める条例施行規則

(常勤の要件)

第1条 指定障害者支援施設等の人員等に関する基準等を定める条例(平成24年横須賀市条例第64号。以下「条例」という。)に規定する常勤とは、指定障害者支援施設等における勤務時間(当該指定障害者支援施設等に併設されている他の事業の職務であって当該指定障害者支援施設等の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと認められるものに係る勤務時間を含む。)が、当該指定障害者支援施設等において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数(1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間とする。)に達していることをいう。

(平均障害支援区分)

第2条 条例第5条第1項第1号ア(イ)に規定する平均障害支援区分の数値は、厚生労働大臣が定める平均障害支援区分の算定方法(平成18年厚生労働省告示第542号)に規定する算式によって算出するものとする。この場合において、当該数値に小数点以下1位未満の端数があるときは、これを四捨五入するものとする。

(平26規則31・一部改正)

(生活介護を行う場合に置くべき看護職員等の員数の算定の特例に係る利用者)

第3条 条例第5条第1項第1号ア(イ)に規定する市長が別に定める者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第184条において準用する同令第170条の2に規定する厚生労働大臣が定める者等(平成18年厚生労働省告示第553号。第6条において「平成18年厚労省告示第553号」という。)第3号に掲げる者とする。

(平26規則31・全改)

(サービス管理責任者)

第4条 条例第5条第1項第1号ア(ウ)に規定する市長が別に定める者は、指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等(平成18年厚生

労働省告示第544号。第8条において「平成18年厚労省告示第544号」という。)第1号に掲げる者とする。

(機能訓練指導員の要件)

第5条 条例第5条第1項第1号ウ及び第2号ウに規定する機能訓練指導員は、看護師、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師又は言語聴覚士の資格を有する者をもって充てるものとする。

(施設入所支援を行う場合の従業者の員数の算定の特例に係る利用者)

第6条 条例第5条第1項第6号ア(ア)に規定する市長が別に定める者は、平成18年厚労省告示第553号第4号に掲げる者とする。

(利用者の平均値及び推定数)

第7条 条例第5条第2項に規定する利用者の平均値は、当該年度の前年度の利用者の延べ数を開所日数で除して得た数(小数点以下1位未満の端数があるときは、これを切り上げる。)とする。

2 条例第5条第2項ただし書に規定する推定数及び事業の再開又は増床若しくは減床の場合の利用者の推定数は、次に掲げる区分に応じてそれぞれ定める数とする。ただし、市長が特別な理由があると認める場合は、この限りでない。

(1) 新規に事業の指定を受け、若しくは再開し、又は増床した施設において、当該指定若しくは再開又は増床(以下この号において「指定等」という。)に係る部分について前年度における実績が12月に満たない場合

ア 指定等の時点から6月に満たないとき 当該指定等に係る定員数に0.9を乗じて得た数

イ 指定等の時点から12月に満たないとき(アに該当する場合を除く。) 過去6月における利用者の延べ数を当該6月の開所日数で除して得た数(小数点以下1位未満の端数があるときは、これを切り上げる。)

ウ 指定等の時点から12月以上経過しているとき 過去12月における利用者の延べ数を当該12月の開所日数で除して得た数(小数点以下1位未満の端数があるときは、これを切り上げる。)

(2) 減床の場合 減床後の利用者の延べ数を当該減床後の開所日数で除して得た数(小数点以下1位未満の端数があるときは、これを切り上げる。)

(複数の昼間実施サービスを行う場合の従業者の員数の特例に係る昼間実施サービス)

第8条 条例第7条第2項に規定する市長が別に定める昼間実施サービスは、平成18年厚労省

告示第544号第3号に掲げるものとする。

(特別な居室の提供に係る基準)

第9条 条例第23条第3項第3号イに規定する市長が別に定める基準は、厚生労働大臣の定める利用者が選定する特別な居室の提供に係る基準(平成18年厚生労働省告示第541号)に掲げるものとする。

(食事の提供に要する費用等の取扱い)

第10条 条例第23条第4項の規定により市長が別に定めるものは、食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料等に関する指針(平成18年厚生労働省告示第545号)に定めるところによる。

(給付金)

第11条 条例第43条に規定する給付金は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準第38条の2の規定に基づき厚生労働大臣が定める給付金(平成23年厚生労働省告示第378号)に掲げる給付金とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年4月1日規則第31号)

この規則は、公布の日から施行する。